

平成 29 年度 第 1 回豊島区災害医療検討会議

平成 29 年 9 月 26 日 (火)

午後 7 時 30 分

池袋保健所 3 階講堂

【 次 第 】

1. 会長挨拶

2. 議 事

- (1) 緊急医療救護所開設場所の拡充について
- (2) 災害時における緊急通行車両に関する協定の締結について
- (3) 妊産婦・新生児対応補助救援センターの整備について
- (4) 災害診療記録様式について
- (5) 29 年度訓練の実施について
- (6) 飲料水・非常電源の準備状況調査の結果について

3. その他

【資料】

- 資料 1-1 災害時の周産期医療について
- 資料 1-2 平成 29 年豊島区産婦人科医会 臨時総会のお知らせ
- 資料 2 大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について
- 資料 3 豊島区審議会等の会議の公開に関する要綱

豊島区災害医療検討会議委員名簿

役職	所 属	委 員
会 長	区災害医療コーディネーター (大同病院院長)	島 本 悦 次
副会長	区災害医療コーディネーター (池袋病院院長)	川 内 章 裕
委員	帝京大学医学部附属病院院長	坂 本 哲 也
〃	区災害医療コーディネーター (要町病院副院長)	吉 澤 明 孝
〃	都立大塚病院副院長	辻 井 俊 彦
〃	一心病院理事長	渡 辺 泰 博
〃	山口病院名誉院長	山 口 明 志
〃	長汐病院院長	保 富 俊 宏
〃	原整形外科病院院長	原 〃 〃 〃 え り
〃	としま昭和病院院長	大 部 雅 英
〃	豊島区医師会副会長	関 口 更 一
〃	豊島区医師会理事	上川床 〃 〃 裕
〃	豊島区医師会 産婦人科医会会長	土 橋 一 慶
〃	豊島区歯科医師会 学校歯科医会会長	高草木 〃 〃 章
〃	豊島区薬剤師会常務理事	田 崎 崇
〃	東京都柔道整復師会豊島支部長	無 藤 龍 雄
〃	池袋警察署警備課長	平 綿 良 寛
〃	巣鴨警察署警備課長	清 水 敏 行
〃	目白警察署警備課長	吉 本 康 久
〃	豊島消防署警防課長	植 松 秀 喜
〃	池袋消防署警防課長	安 藤 正 樹
〃	豊島訪問看護ステーション管理者	黒 田 雅 枝

区委員

所 属	委 員
区災害医療コーディネーター (池袋保健所長)	佐 藤 壽志子
健康担当部長	常 松 洋 介
総務部防災危機管理参事	檜 原 猛
池袋保健所生活衛生課長	栗 原 せい子
池袋保健所健康推進課長	石 丸 雄 二
長崎健康相談所長	荒 井 和 子

緊急医療救護所開設場所の拡充について

1. 緊急医療救護所の開設予定地

病院名	緊急医療救護所開設場所	
	トリアージ	軽症者対応
池袋病院	東池袋公園	東池袋公園
一心病院	病院の駐車場	東部区民事務所
大同病院	大同病院裏	区立千登世橋中
都立大塚病院	調整中	
長汐病院	長汐病院検診センター	
としま昭和病院	病院裏の通路	としま昭和病院 附属クリニック
原整形外科	病院の駐輪場	区立西池袋中学校
平塚胃腸病院	医師会館	西池袋公園
山川病院	調整中	
山口病院	調整中	
要町病院	要町病院 (場所調整中)	要町病院 (場所調整中) もしくは千川中学校



平成 29 年度中に拡充予定

2. 要町病院への医療資器材搬入予定時期

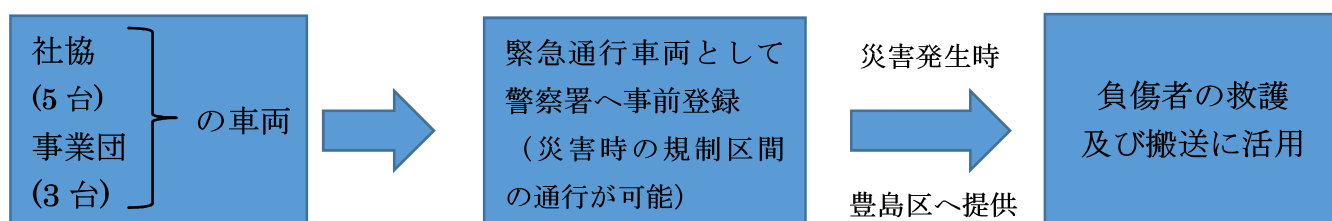
平成 29 年 12 月～1 月

災害時における緊急通行車両に関する協定の締結について

1. 本協定の目的について

豊島区民社会福祉協議会（以下「社協」）及び豊島区社会福祉事業団（以下「事業団」）が保有する車両を緊急通行車両として事前登録し、大震災等に緊急医療救護所の運営（負傷者の救護及び搬送）に要する車両として豊島区へ提供してもらうことを目的としている。

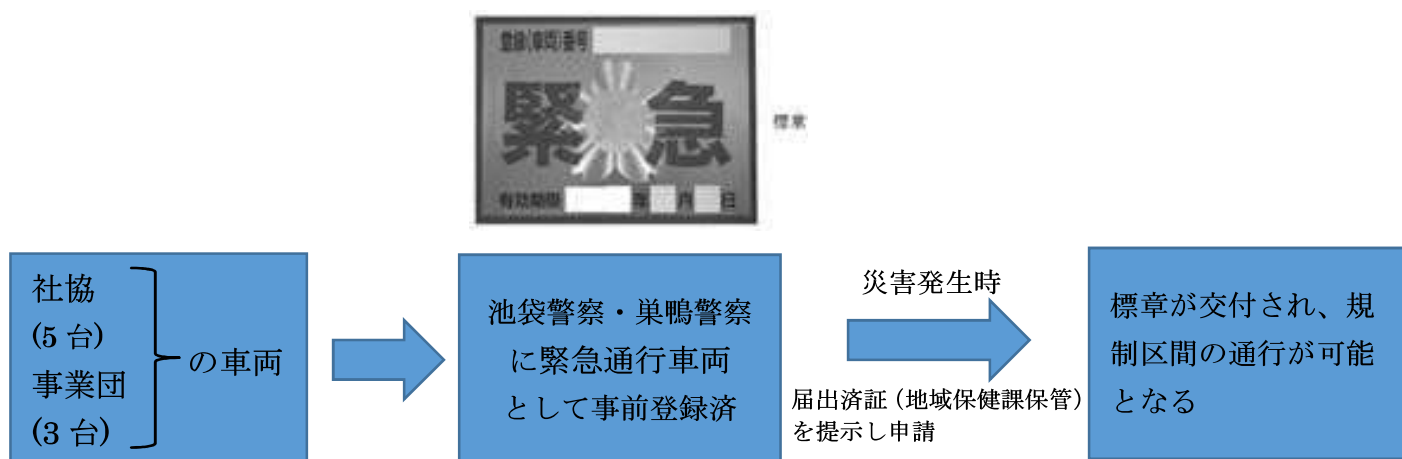
災害発生時に交通規制が実施された場合、緊急通行車両として登録された車両は規制区間を通行することが可能となるため、負傷者の救護及び搬送に活用することができる。



2. 本協定の締結について

社協と「防災対策の協力に関する協定書」（平成 29 年 8 月 1 日改正 別紙参照）、事業団と「災害時における福祉救援センター（介護型）の設置及び運営に関する協定」（平成 29 年 8 月 1 日締結 別紙参照）をそれぞれ締結・改正した。

3. 緊急通行車両の利用について



登録の完了に伴い、「緊急通行車両等事前届出済証」が管轄の警察署から交付された。災害発生時に届出済証を警察署や緊急交通路上の検問所に提示し、緊急通行車両等確認申請書に記載することで上図の標章が交付される。その標章を車両に掲示することで規制区間を通行することが可能となる。

防災対策の協力に関する協定書

改正 平成 29 年 8 月 1 日

(協定締結の目的)

第 1 条 この協定は、豊島区（以下「甲」という。）と社会福祉法人 豊島区民社会福祉協議会（以下「乙」という。）が、防災対策の協力に関する基本的事項を定めることにより、両者の円滑な連携・協力体制を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この協定において「大規模な災害」とは、甲が災害対策本部を設置する程度の災害で、震度 5 強以上の地震またはこれに匹敵する災害をいう。

2 この協定において応急災害対策活動とは、施設の保全・管理、り災住民の救出・救護、避難場所や救援センターへ避難した住民の援護活動もしくはその準備等大規模な災害が発生した場合、または大規模な災害の発生に備えて甲の責任において実施する一切の活動をいう。

(協力要請)

第 3 条 甲は、大規模な災害が発生し、またはそのおそれがある場合において、甲のみでは十分な災害応急対策活動を実施することができないと認めるときは、乙に対し必要な協力を求めることができる。

2 甲は、乙に対して、災害の実情に応じて、災害応急対策活動の業務内容、日時、場所を指定して協力を要請するものとする。

3 甲の協力の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急やむをえない場合は、口頭または電話で行い、後日あらためて文書により処理するものとする。

4 乙は、甲の求めに応じて災害時における負傷者等の搬送に要する車両を提供するよう努めるものとする。乙の提供する対象車両についての、緊急通行車両等の事前届出制度に関する警察署との協議にあたっては、甲が乙の同意を受けて書類の提出等を行うものとする。

(協力を依頼する業務内容)

第 4 条 甲が乙に協力を依頼する業務の内容は、以下に掲げる事項とする。

- (1) 乙が管理する甲所有施設の保全・管理に関すること
- (2) 甲が、乙と協議のうえ前号に規定する施設に開設する「二次避難所」（豊島区地域防災計画に定める要介護高齢者、虚弱高齢者を対象とする避難所をいう。）の管理運営の協力に関すること

(3) 災害ボランティアの登録、受入れ、配備に関すること

(4) その他災害の実情に応じて必要とされる業務

2 甲と乙は、前項第3号の業務を円滑に進めるために、平常時より、災害ボランティアの支援体制及び活動マニュアルを整備し、ボランティア情報の交換を密にするとともに、協力して災害ボランティア養成事業を実施する。

(協力)

第5条 乙は、第3条に基づく甲の要請があったときは、特別な理由がないかぎり、直ちに必要とされる業務を実施する等甲の災害応急対策活動への協力を全力を尽くすものとする。

(費用の負担)

第6条 甲の要請により乙が実施した災害応急対策活動の協力を要した費用は甲が負担する。

(協議)

第7条 この協定に関する疑義またはこの協定の実施に必要な事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(雑則)

第8条 この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、おのおのその1通を保有する。

附則

この協定は、平成9年4月1日から適用する。

附則

この協定は、平成29年8月1日から適用する。

平成29年8月1日

甲 豊島区

豊島区長

高野 之夫



乙 社会福祉法人 豊島区民社会福祉協議会

会長

田中 幸一郎



災害時における福祉救援センター(介護型)の設置及び運営に関する協定

豊島区(以下「甲」という。)と社会福祉法人豊島区社会福祉事業団(以下「乙」という。)は、豊島区地域防災計画に基づく福祉救援センター(介護型)の設置及び運営に関して、次のとおり協定を締結する。

〔目的〕

第1条 この協定は、豊島区内において豊島区防災対策基本条例(平成25年条例第6号)

第2条第1号に規定する災害が発生した場合において、豊島区地域防災計画に基づき、甲が指定する福祉救援センター(介護型)の開設及び運営等に関して必要な事項を定め、円滑な運営を図ることを目的とする。

〔指定施設〕

第2条 この協定における福祉救援センター(介護型)として指定する施設は、「特別養護老人ホーム菊かおる園」、「特別養護老人ホームアトリエ村」、「特別養護老人ホーム風かおる里」とする。

〔開設〕

第3条 甲は、福祉救援センター(介護型)の開設を要請する場合、乙に対し、事前に文書又は口頭でその旨を通知する。口頭で通知した場合には、事後すみやかに文書により通知するものとする。

2 乙は、甲からの要請に対し、施設の安全を確認した上で、可能な範囲で受諾し、開設するよう努めるものとする。また、災害時において、緊急に対応することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づいて開設することができる。その場合、乙は実施内容をすみやかに甲に連絡するものとする。

3 乙は、前2項に伴い、甲の求めに応じて災害時における負傷者等の搬送に要する車両を提供するよう努めるものとする。乙の提供する対象車両についての、緊急通行車両等の事前届出制度に関する警察署との協議にあたっては、甲が乙の同意を受けて書類の提出等を行うものとする。

〔管理運営〕

第4条 福祉救援センター(介護型)の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙に協力するものとする。

〔経費負担〕

第5条 甲は、福祉救援センター(介護型)の管理運営にかかわる経費を事後に負担するものとし、その経費の範囲及び額については、介護保険法やその他の法律等により国及

び関係機関等で負担されるものを除き、甲乙協議して決定するものとする。

- 2 福祉救援センター（介護型）の開設期間中、施設等に損害が生じた場合、甲もしくは乙が当該施設等を修理し、修繕費は合理性が認められる範囲で甲が負担するものとする。

〔災害補償及び損害補償〕

第6条 甲は、福祉救援センター（介護型）の運営にあたり、応急措置の業務に従事したことにより、乙の従業者が死亡、負傷、疾病、若しくは障害の状態となった時は、甲は豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成17年条例第38号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

- 2 福祉救援センター（介護型）の運営にあたり、第三者に損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して決定するものとする。

〔利用対象者〕

第7条 福祉救援センター（介護型）を利用する対象者は、原則として、常時介護が必要な高齢者で、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者のうち、救援センターでの生活の継続が困難である者とその家族等の介助者とする。

〔受入者の移送〕

第8条 福祉救援センター（介護型）の利用者の移送は、原則として、豊島区地域防災計画に基づき、救援センター福祉部が実施する。ただし、家族等の協力を得て自身の責任において福祉救援センター（介護型）へ避難する場合、移送にあたり支援が必要であると判断して甲乙いずれか、又は共に協力する場合もある。

〔乙の責務〕

第9条 乙は、豊島区防災対策基本条例第6条に基づき、事業継続のための計画を策定し、甲の機能回復まで間、必要な人員や物資を確保するように努める。

〔応援の要請〕

第10条 乙は、福祉救援センター（介護型）を開設した場合、甲に次の要請ができる。

- (1) 食料品、生活物資等の備蓄物資の提供要請
- (2) 福祉救援センター（介護型）運営に必要な物品の提供要請
- (3) 救援活動及び受入者の介護のための支援者要請

〔介護支援者〕

第11条 前条（3）の要請に基づき、甲は豊島区災害ボランティアセンターに介護支援者の派遣を要請し、乙に派遣することを基本とする。

〔受入れ可能人員等〕

第12条 甲及び乙は、本協定締結後、最大受け入れ可能人員数、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

- 2 開設要請があった場合、受入れ可能な人員を報告し、既に受入れた人員以上の受入れが困難となった場合には、甲にすみやかに連絡するものとする。

〔開設期間〕

第13条 福祉救援センター（介護型）の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

- 2 甲は、被災の状況等により、福祉救援センター開設期間の延長が必要であると認められた場合、乙と協議の上、乙に福祉救援センター開設期間の延長を申請する。延長期間については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

〔開設終了への努力〕

第14条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉救援センター（介護型）の早期終了に努めるものとする。

〔福祉救援センターの終了〕

第15条 甲は、福祉救援センター（介護型）としての使用を終了するときは、乙に福祉救援センター使用の終了を通知する。

〔関係書類の保管〕

第16条 乙は、福祉救援センター（介護型）の開設及び運営にあたり、次の記録を事業実施後5年間保管しなければならない。

- (1) 開設に伴い、利用者の住所・氏名・生年月日・滞在期間等
- (2) 開設に伴い、利用者へ提供した食事や物資の数量・価格等
- (3) その他乙が開設に伴い、直接支払いを行った費用

〔運営ガイドラインの作成〕

第17条 甲は、福祉救援センター（介護型）の運営に関するガイドラインを乙と協議して作成するものとする。

〔平常時の訓練〕

第18条 甲は、乙が行う防災訓練に対し、支援するものとする。

〔有効期間〕

第19条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成30年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の1ヵ月前までに、甲乙いずれから協定解約の申し出がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後もこの例による。

〔個人情報の保護〕

第20条 乙は、福祉救援センター（介護型）の設置及び運営にあたり、業務上知りえた利用者及び家族等の個人情報を漏らしてはならない。これは、業務の終了後においても同様とする。

〔協議〕

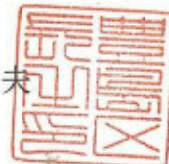
第21条 この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

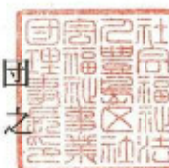
なお、本協定の締結により、平成17年12月1日に甲と乙で締結した「災害時における相互協力に関する協定（豊島区社会福祉事業団）」は、平成29年8月1日をもって解約とする。

平成29年 8月 1日

(甲) 豊島区長 高野之夫



(乙) 社会福祉法人 豊島区社会福祉事業団
理事長 高橋計之



平成29年度災害医療体制構築訓練の実施について

1. 緊急医療救護所立ち上げ訓練

予定日時 : 11月4日(土) 14:00~16:00

会場 : 東池袋公園、池袋保健所3F講堂

(1) 訓練の内容

①緊急医療救護所の立ち上げ

- ・ トリアージエリア、軽症者対応場所の設営
- ・ 負傷者の動線確保
- ・ 医薬品、資器材の設置、状況確認

②通信訓練

- ・ 医療対策本部への参集状況報告 (イエデンワ、防災無線)
- ・ 医師会安否確認システムでの安否確認
- ・ 医療対策本部への立ち上げ報告
- ・ 後方支援病院への立ち上げ報告

③災害拠点連携病院への負傷者搬送シミュレーション

- ・ 担架等で搬送

④災害拠点病院(都立大塚病院)への負傷者搬送シミュレーション

- ・ 民間救急車両で搬送

(2) 当日のタイムスケジュール

時間	活動内容
14:00	・ 集合 ・ 訓練内容、タイムスケジュール説明 ・ 役割分担説明
14:15	○通信訓練開始 ・ 医療対策本部への参集報告 ・ 医師会安否確認
14:20	○トリアージスペース、軽症者対応スペース設営 ○資器材、医薬品設置 ○負傷者の動線確認 ○医療対策本部、後方支援病院への立ち上げ報告
14:40	○災害拠点連携病院、災害拠点病院(都立大塚病院)に負傷者搬送シミュレーション
15:15	テント、資器材撤収作業
15:30	検証会
16:00	閉会

(3) 東池袋公園レイアウト図 → 別紙

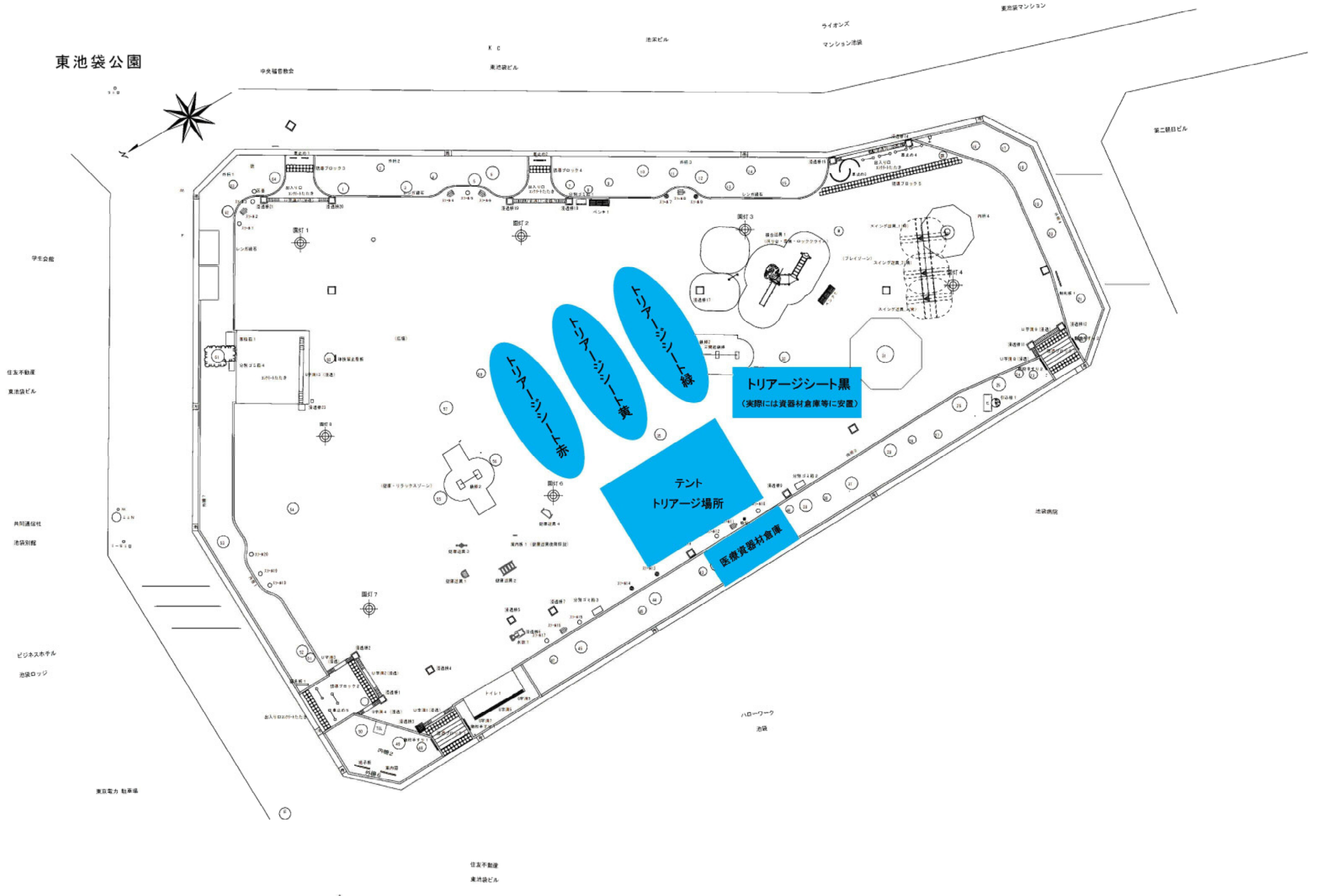
2. トリアージ訓練

- 予定日時 : 平成 30 年 2 月 24 日 (土) 14:00～16:00
会場 : 都立大塚病院
講師 : 帝京大学医療技術学部スポーツ医療学科救急救命士コース教授
小菅 宇之先生
内容 : 講義、実地訓練

3. 図上訓練

- 予定日時 : 平成 30 年 3 月 10 日 (土)
会場 : 豊島区医師会館または都立大塚病院
アドバイザー : 帝京大学医療技術学部スポーツ医療学科救急救命士コース 教授 小菅 宇之先生
内容 : 緊急医療救護所、医療対策本部、災害拠点病院、災害拠点連携病院等ブース毎に部屋を分けて、情報伝達に重点を置いた図上訓練

東池袋公園



大規模震災発生時における飲料水・非常電源の準備状況調査（集計結果）
アンケート実施対象医療機関⇒区内15か所の病院（内13病院より回答）

1. 飲料水について

(1)飲料水の備蓄状況について

- 問 ①ペットボトル等で備蓄している
②貯水槽等の水を使用する予定
③特に備蓄等していない
④その他

回答病院	①ペットボトル等			②貯水槽等			③備蓄なし	④その他
	何ℓ	何人分	何日分	何ℓ	何人分	何日分		
a		77	3					
b	700		3	25,000				
c			3	30,000		1		
d			3			3		
e	2		5					病人用下部の水1.5ℓを230本保管
f	360	60	2					
g	300			69,600				
h	3		3					
i	270	30	3					
j	4							
k				6,000	200	5		
l	684			40,000				1.5ℓペットボトルを456本受水槽、高置水槽を保有
m							○	

→ ◎ペットボトルで備蓄している病院は11院
貯水槽等に備蓄している病院は6院
水の備蓄のない病院は1院

(2)大規模震災が発生した場合の対応について

- 問 ①日ごろから仕入れている飲食品等の業者を通じて購入
②水道局など行政による給水車などの支援を要請する
③特に想定していない
④その他

回答病院	①業者から購入	②給水車等	③想定なし	④その他
a	○			
b			○	
c		○		
d			○	
e	○	○		
f	○			
g	○	○		
h	回答なし			
i		○		
j	○			
k		○		
l			○	
m	○	○		
計	6	6	3	0

→ ①業者を通じて購入するのは6院
②行政の支援を要請するのは6院
③特に想定していない病院が3院